

## 日野市平山台健康・市民支援センター方針検討業務 仕様書

### 1. 業務名

日野市平山台健康・市民支援センター方針検討業務

### 2. 目的

昭和53年に開校し、平成18年に閉校した旧平山台小学校の跡地利用施設として平成20年に開設された平山台健康・市民支援センターは、地域コミュニティをはじめ、スポーツ、保育、障害者支援、防災などの機能を有する複合施設として活用されている。しかし、施設を竣工してから大規模改修や耐震補強工事を実施しておらず、旧耐震基準の建物であることや老朽化による利用者の安全確保の観点などから、日野市財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画において、段階的利用中止及び耐震補強工事の不実施施設として位置づけられ、令和10年度末の閉鎖を予定している。

施設閉鎖後の跡地活用については、令和5年1月から地域住民と意見交換会を実施し、令和6年度からは跡地活用について市と地域住民が協働しながら検討する「おかのうえプロジェクト」を始動させ、当該地周辺のまちにとって必要な機能とは何かを考えるための勉強会（官民連携、コミュニティデザイン、防災）を開催してきた。

本業務はおかのうえプロジェクトの一環として、これまでの活動及び地域住民との関係性を保ちながら、コミュニティデザインの力を活用し、ワークショップ等を通じて多様な世代の多様な意見を集約するとともに、行政課題や法的規制等を踏まえた上で、周辺住民等が求める機能について合意形成を図り、持続可能な跡地活用に向けた方針を策定するもの。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 4. 業務対象地区

平山台健康・市民支援センター（東京都日野市平山2-1-1）を拠点とする平山1～6丁目

### 5. 業務内容

（1）令和7年度

#### ①対象地区の実地調査

受託者は対象地区の実地調査として下記を実施すること。

- ・対象地区における、住民の暮らしの状況や、地区内の市民活動等の取り組み調査
- ・対象地区におけるハード・ソフト両面から活用できる空間等調査
- ・全国、世界の先進的事例および類似ケースの調査
- ・対象地区内で活動する団体、人物、関係機関へのヒアリングにより、まちの魅力や課題、

センターの活用や今後の地域づくり等についての整理

## ②行政課題等の調査

受託者は対象施設及び対象施設周辺地区における行政課題、法的規制、市の計画上の位置づけ等について、市の提供する資料に基づき整理すること。

## ③ワークショップの実施（3～5回程度）

受託者は対象地区における今後のまちづくりや、平山台健康・市民支援センターの跡地が担う役割について、住民自身が主体となれるワークショップを実施すること。また、ワークショップのテーマ設定及び進行については行政の意向を踏まえるとともに、参加者に対しては、テーマに合わせて①および②の調査結果等について十分な説明と情報提供を行いながら進めること。なお、市が別で発注している「日野市旧小学校跡地活用サウンディング調査業務委託」の結果についてもテーマに入れること。

- ・ワークショップのテーマの設定、コンテンツおよびプログラムの企画
- ・開催周知、参加者募集のためのチラシ等の作成
- ・配布資料等の作成及び印刷
- ・受付、進行管理、設営、片付け、スタッフ（ファシリテーター）の配置
- ・写真および動画の撮影
- ・アンケート等の実施

※各会、託児サービスを設置すること。保育士の費用について1回あたり4,000円を見込むこと。なお、保育士の手配は市で行う。

## ④事業成果物（令和7年度）の作成

受託者は①～③の内容を整理し、次年度以降のワークショップ等の計画も含めたツール等を作成し、対象地区内で配布または掲示（市HP掲載含む）し、住民への本事業の周知及び参加者募集につなげる。なお、成果物は300部程度作成するものとし、仕様については市と協議のうえ決定するものとする。

### （2）令和8年度

#### ①ワークショップの実施（6回程度）

受託者は「（1）令和7年度」で実施した内容を踏まえ、対象地区における今後のまちづくりや、平山台健康・市民支援センターの跡地が担う役割について、住民自身が主体となれるワークショップを実施すること。方針策定に向けて、参加者に対して具体的な課題や法的規制についての説明、情報提供を行いながら、行政と住民双方の意向を把握しながら進めること。

- ・ワークショップのテーマの設定、コンテンツおよびプログラムの企画
- ・開催周知、参加者募集のためのチラシ等の作成
- ・配布資料等の作成及び印刷
- ・受付、進行管理、設営、片付け、スタッフ（ファシリテーター）の配置

- ・写真および動画の撮影
- ・アンケート等の実施

※各会、託児サービスを設置すること。保育士の費用について1回あたり4,000円を見込むこと。なお、保育士の手配は市で行う。

## ②視察

受託者はコミュニティや健康づくりの交流拠点等の先進事例をリサーチし、参加住民と視察を

行うこと。なお、視察先の選定は参加住民と行うが、最終的な決定は市が行うものとする。

## ③活動の実証実験の実施（1～3回程度）

受託者は住民が跡地活用に求める機能について、実際の活動を通して実証実験を行うこと。また、

本実証実験を通して、住民が主体的に継続して各種事業を行うことになった場合は、その支援を行うこと。実証実験を開始する前に、市と十分に協議を行うこと。

- ・開催周知、参加者募集のためのチラシ等の作成
- ・配布資料等の作成及び印刷
- ・受付、進行管理、設営、片付け、スタッフの配置
- ・写真および動画の撮影
- ・アンケート等の実施

## (3) 平山台健康・市民支援センター方針策定

受託者は(1)及び(2)の活動成果から、住民が跡地に求める機能を整理した上で、行政課題、法的規制等を踏まえて最適な方策を検討し、住民間の合意形成を図るとともに、行政、関係者の意向を反映した方針を策定すること。

なお、合意形成にあたっては、市の地域共創プラットフォームなどのツールを活用し、インターネット上での意見等もふまえた上で行うこと。

また、日野市公共施設等総合管理計画(第5章今後の進め方)における公的不動産の利活用方針検討の趣旨に沿って、方針を策定すること。

策定した方針については5部を印刷し、電子データで納品すること。

## 6. 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、密接な連絡、打合せを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはそのつど受託者が書面に記録すること。

## 7. 成果品及び権利

本業務により得られた成果品及び権利は、全て市に帰属するものとする。

## 8. 提出物

(1) 着手時

受託者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出すること。

- ・着手届
- ・事業計画書

(2) 中間報告

受託者は、令和7年度業務完了における中間報告として、(5) ④事業成果物（令和7年度）を速やかに提出すること。（300部及びDVD-R等による電子データ）

(3) 完了時

受託者は業務完了時に、以下の書類を速やかに提出すること。

- ・完了届
- ・事業報告書
- ・「5(3) 平山台健康・市民支援センター方針」(5部及びDVD-R等による電子データ)

## 9. 支払い方法

中間払い及び業務完了時の2回払いとする。なお、中間払いは「8(2)」の書類の提出、完了払いは「8(3)」の書類の提出により支払うものとする。

## 10. 環境負荷低減の取組みについて

1) 日野市では、「SDGs 未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。

一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる市の方針等（市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言

2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。

## 11. 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務

本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。

1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業者に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう

努めること。このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。

2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、市はその勧告の内容を公表することができる。

なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。

## 1.2. 内部通報制度

1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。

2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。

## 1.3. 環境により負荷の小さい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- ・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- ・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

## 1.4. 協議

本契約の実施において、本仕様書に定められていない事項については、両者協議のうえ決定するものとする。